(７ページ目)

利用者負担軽減制度の対象となるかたは次の１から４をすべて満たすかたです。

１、６５歳に達する日の前５年間、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。

特定の障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所です。

相当する介護保険サービスとは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護です。

２、利用者とその配偶者のかたが、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度において市町村みんぜい非課税者または生活保護受給者等であったこと。（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度において市町村みんぜい非課税者または生活保護受給者等であったこと。）（申請時も同様）

３、障害支援区分、もしくは障害程度区分、が区分２以上であったこと。

４、６５歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

よくある質問

質問、63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間がある場合は対象になりますか。

答え、やむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合も、制度の対象となる場合があります。

　詳しくは、お住まいの市町村障害福祉担当課にお問い合わせください。